

船橋市における 地域リハビリテーションの現状

令和 6 年 3 月

1. はじめに

市は、高齢化の進行を鑑み、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと住み続けるために必要な包括的なケアが受けられるシステム「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

地域包括ケアシステムの構築においては、在宅患者が地域において安心して生活できる限界点を高めるための施策が必要となることから、地域リハビリテーション体制の整備を進め、リハビリテーションの立場から活動を行ってきました。

平成 19 年船橋市リハビリテーション協議会設置時、市はドクターカーの導入等急性期医療の整備に努めていました。命が助かった後、できる限り早期に社会復帰するためには、早い段階で集中的なりハビリテーションを受けることが重要だと考え、平成 20 年に市立リハビリテーション病院を開設しました。

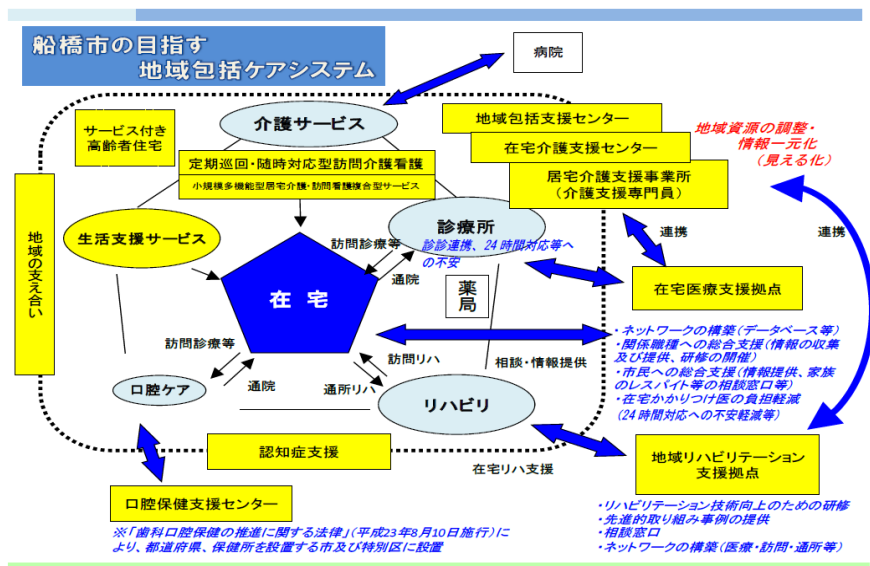
平成 24 年に船橋市における地域リハビリテーションを取り巻く現状分析と、そこから導き出される地域リハビリテーションのあるべき姿をまとめた、船橋市地域リハビリテーション構想を策定しました。回復期の病院を退院し自宅復帰しても、必要なリハビリテーションを受けないと身体機能が低下してしまうため、必要なリハビリテーションが継続して受けられるよう、医療と福祉に携わる関係者が連携し、急性期から維持期・生活期までのリハビリテーションが継続的に提供される地域リハビリテーション体制を構築してきました。

令和 3 年に石川誠元医療法人社団輝生会会長のご尽力により、「地域リハビリテーションの推進に向けたこれまでの歩みと今後の展望」を作成しました。当初危惧された在宅介護等サービス不足及び関係者間の連携等基盤整備は、一定の成果が得られているものと考えます。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年度推計）」によると、総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は、令和 2 年の 28.6%から 令和 22 年には 34.8%へ、令和 52 年には 38.7%になることが予想されています。今後も船橋市における地域リハビリテーションの理念を明確にし、課題を精査した上で、活動を行っていく必要があります。

本資料は、「地域リハビリテーションの推進に向けたこれまでの歩みと今後の展望」を基に策定したものです。

地域包括ケアシステム構想図



2. 地域リハビリテーションの定義について

(1) 日本リハビリテーション病院・施設協会の定義

日本リハビリテーション病院・施設協会は平成 13 年、「地域リハビリテーションとは、障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から、協力し合って行う活動のすべてを言う」と定義していました。

平成 28 年に一部改定を実施し、「地域リハビリテーションとは、障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力しあって行う活動のすべてを言う」と定義しました。

(2) 船橋市地域リハビリテーション協議会とは

高齢者及び障害のある人を含むあらゆる人々が、住み慣れた地域で生き生きと「自立」した生活を送れるよう、急性期から回復期、維持期・生活期まで適切なリハビリテーションが継続的に提供され、医療、保健、福祉、介護等生活にかかわる市民及び関係機関が協力し、包括的かつ一体的な支援が行える地域リハビリテーション体制を構築し、推進するために必要な事項を協議することを目的として、船橋市地域リハビリテーション協議会を設置しました。（船橋市地域リハビリテーション協議会設置要綱より）

平成 12 年の介護保険制度の施行と同時に、厚生労働省は地域リハビリテーション支援体制整備推進事業の実施を全国の都道府県に通知しました。当事業は、都道府県毎に地域リハ協議会を設置し、リハ医療の実績が豊かな医療機関に対して都道府県地域リハ支援センターを指定し、さらに二次医療圏毎に地域リハ広域支援センターを指定し業務を分担するという枠組みで公示されたものです。ところが、二次医療圏が広域すぎることから、活動が地域に根付くまでには至らない地域も多数存在しました。また、国からの補助金が出なくなった時点で事業を終了した都道府県もありました。しかし、一部では独自に事業を継続し更なる発展をとげた都道府県もあり、さらに新規に市町村の単独事業として地域リハの推進に取り組むところも出現しました。こうした経緯を経て、船橋市においては市単独事業として、急性期から回復期、維持期・生活期に及ぶ船橋市の地域リハの推進に必要な事項を協議することを目的に、医療、福祉関係団体、行政から構成される「船橋市地域リハビリテーション協議会」が平成 19 年に設置されました。

3. 地域リハビリテーションの推進課題

(1) 日本リハビリテーション病院・施設協会が掲げる課題

日本リハビリテーション病院・施設協会では、地域リハビリテーションを推進するに当たり、下記のとおり課題をあげています。

1. リハビリテーションサービスの整備と充実

① 介護予防、障害の発生・進行予防の推進

② 急性期・回復期・生活期リハビリテーションの質の向上と切れ目のない体制整備

③ ライフステージにそった適切な総合的リハビリテーションサービスの提供

2. 連携活動の強化とネットワークの構築

① 医療介護・施設間連携の強化

② 多職種協働体制の強化

③ 発症からの時期やライフステージにそった多領域を含むネットワークの構築

3. リハビリテーションの啓発と地域づくりの支援

① 市民や関係者へのリハビリテーションに関する啓発活動の推進

② 介護予防にかかわる諸活動を通した支えあいづくりの強化

③ 地域住民も含めた地域ぐるみの支援体制づくりの推進

4. 船橋市の協議会設置当初の主な推進課題

平成 24 年に策定された船橋市地域リハビリテーション構想において、主な推進課題として下記 3 つの課題が挙げられました。

①直接的援助活動に関すること

回復期からの出口としての維持期・生活期のリハビリテーション提供機関が不足している。早期にリハビリテーションを提供することができる体制づくりのために、地域に維持期・生活期のリハビリテーション提供機関を増やし、供給量を増加させ、質を高めること。

・地域リハビリテーション支援拠点の整備

急性期、回復期、維持期・生活期の流れの構築

維持期・生活期リハビリテーション提供機関のモデルとなり、市内全域に波及させる

②組織化活動に関すること

急性期から維持期・生活期にかけて、継続的な支援が可能となるよう、関係者の連携を深めること。

・市内の医療及び介護資源の把握と活用

船橋市リハビリテーション提供機関マップの更新

・研究大会及び勉強会の開催

関係職種による情報交換と顔の見える連携体制構築

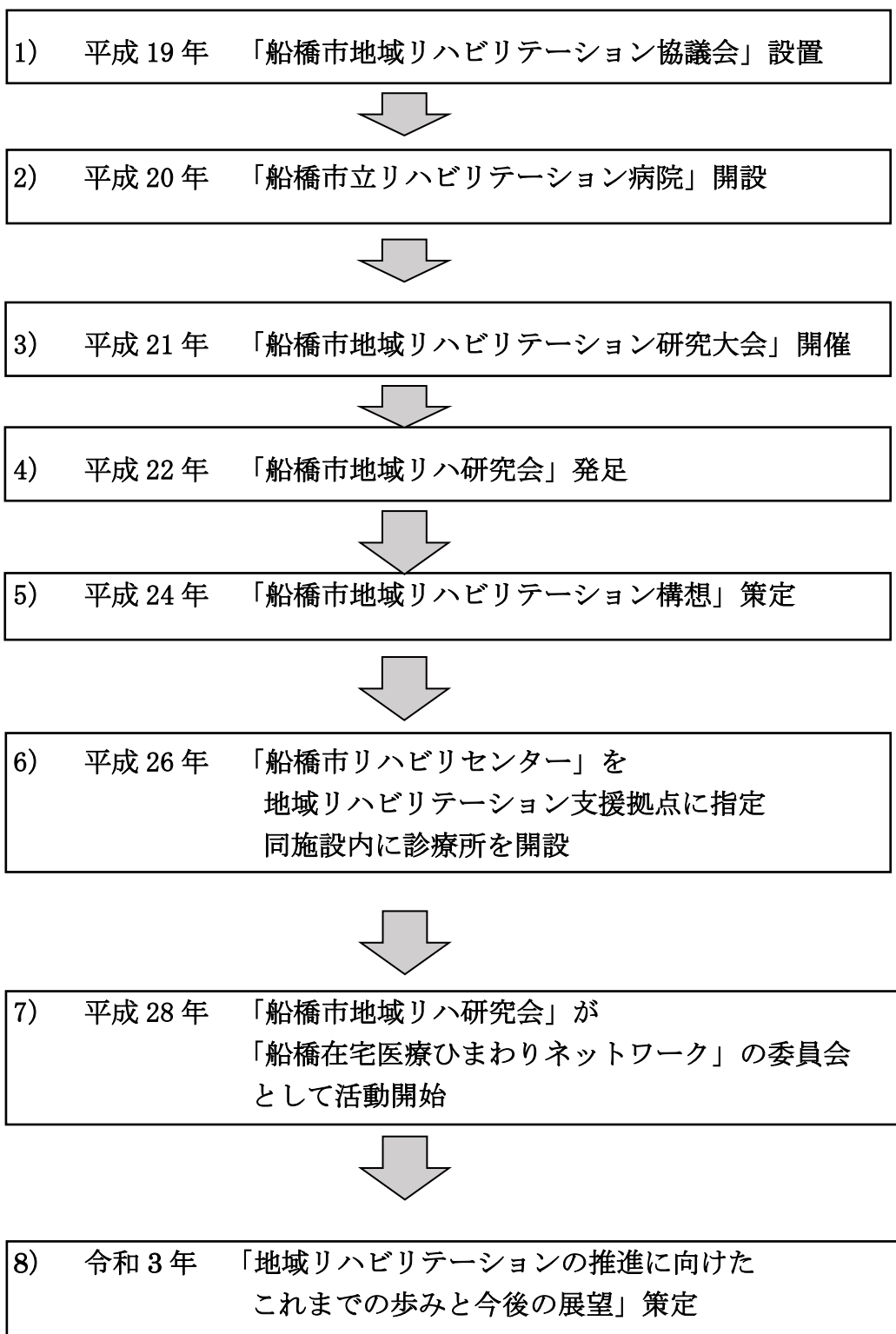
③教育啓発活動に関すること

患者家族や地域住民への啓発を行うこと。

・地域の人々が障害を負うことや年を取ることを家族や自身の問題として捉えるような働きかけの実施

5. 船橋市地域リハビリテーション推進の歩み

平成 19 年に地域リハビリテーション協議会を設置し、平成 24 年に策定しました船橋市地域リハビリテーション構想に基づき、関係者各位のご協力のもと、地域リハビリテーション体制の整備を進め、活動してきました。



1) 平成 19 年 「船橋市地域リハビリテーション協議会」の設置

外部有識者等による船橋市地域リハビリテーション協議会を設置した。

2) 平成 20 年 「船橋市立リハビリテーション病院」開設

回復期のリハビリテーションを集中的に行い、後遺障害の軽減及び早期の社会復帰を図るとともに、急性期及び維持期のリハビリテーションを提供する者（リハビリテーション関係者）との緊密な連携による継続的なリハビリテーションの提供を図り、もって患者及びその家族の生活の質の向上を図ることを目的に、公設民営の病院を開設した。

3) 平成 21 年 「船橋市地域リハビリテーション研究大会」開催

船橋市地域リハビリテーション協議会における議論を受けて、地域リハビリテーションを多職種の参画にて推進することを目的に研究大会を開催した。

4) 平成 22 年 「船橋市地域リハ研究会」発足

船橋市地域リハビリテーション協議会の活動を補完し、地域リハの発展に貢献することを目的に、現場で働く有志がボランティアとして世話人となり発足した。

5) 平成 24 年 「船橋市地域リハビリテーション構想」

船橋市における地域リハビリテーションの現状及びあるべき姿をまとめた構想を策定した。

6) 平成 26 年 「船橋市リハビリセンター」を地域リハの支援拠点に指定

回復期病院と密接な連携体制をとり、急性期から維持期・生活期までの流れを構築すること、また、地域リハビリテーション支援機能として不足するサービスの補完だけでなく、市内のリハビリテーション事業者の育成、レベルアップの促進、相談支援、ネットワークの形成や市民への啓発活動を行い、市内全域への波及を促進することを目的に、支援拠点を整備した。

7) 平成 28 年 「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」委員会活動開始

平成 24 年に設置された、「船橋市地域在宅医療推進連絡協議会」において、医療・介護関係者及び行政によって構成する「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」が設立され、「船橋市地域リハ研究会」が同ネットワークの委員会「地域リハ推進委員会」として活動を開始した。また、平成 24 年から作成・更新してきた船橋市地域リハビリテーション提供機関マップが、平成 30 年より船橋在宅医療ひまわりネットワークが発行する「ひまわりマップ」に再編された。

8) 令和 3 年 地域リハビリテーションの推進に向けたこれまでの歩みと今後の展望を総括

船橋市地域リハビリテーション協議会において、これまでの歩みと今後の展望を総括した。

6. 船橋市の現在の主な推進課題

船橋市内の回復期リハビリテーション病棟実態調査及び維持期・生活期リハビリテーション実態調査等を実施してきた結果、また、船橋在宅医療ひまわりネットワーク地域リハ推進委員会等の活動により、当初懸念の課題だったリハビリテーションの資源不足や他職種の横断的連携は、一定の成果が得られているものと考えます。

また、平成 24 年構想策定時、地域リハビリテーションは地域包括ケア推進体制の要のひとつとして位置づけ推進してきましたが、地域包括ケアシステムは障害児者に対応しておらず、あらゆるライフステージに対応してリハビリテーションサービスが総合的かつ継続的に提供できる支援システムを地域で作っていくことが求められています。

最後に、地域リハビリテーションを推進していくためには、市民がリハビリテーションは自分自身に関することだと認識できるよう啓発事業を継続していく必要があります。

以上のことから、現在挙げられている主な課題は、以下のとおりです。

①直接的援助活動に関すること

- ・モニタリング強化

医療及び介護における、急性期から回復期、維持期・生活期まで適切なリハビリテーションが継続的に提供されるよう、リハビリテーション提供機関が足りているか、モニタリングを強化する

- ・ライフステージに沿った総合的リハビリサービスの提供
障害児者リハビリ提供体制を確立する

②組織化活動に関すること

- ・ライフステージに沿った多領域ネットワークの構築
障害児者リハビリ提供事業者ネットワークを確立する

③教育啓発活動に関すること

- ・障害を負うことや年を取ることを家族や自分自身の問題として捉えるような啓発を行う